

全ト協発第447号(環)
平成28年11月16日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会長 星野良三



事業用自動車の運転者等の覚醒剤等の使用禁止の徹底について

平素は当協会の業務運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、北海道のバス事業者の運転者と東京都のバスの元運転者が、それぞれ覚醒剤取締法違反の容疑で逮捕されるという事案が、平成28年11月10日に発生いたしました。

これは輸送の安全を使命とする自動車運送事業の信頼を大きく失墜させる決してあってはならない悪質なものであるとし、国土交通省自動車局安全政策課長より、別添のとおり、事業用自動車の運転者等の覚醒剤等の使用禁止の徹底について周知依頼文書が発出されました。

つきましては、貴協会におかれましても本通達の趣旨をご理解の上、傘下会員事業者に対する周知徹底方をお願い申し上げます。

(本件に関する問い合わせ先)

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部 荻原
電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019





国自安第153号
平成28年11月14日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局安全政策課長



事業用自動車の運転者等の覚醒剤等の使用禁止の徹底について

国土交通省では、事業用自動車の運転者による薬物使用の禁止を徹底するよう従来から機会あるごとに強力に指導してきたところです。

しかしながら、平成28年11月10日に、北海道のバス事業者の運転者が、東京都のバスの元運転者が、それぞれ覚醒剤取締法違反の容疑で逮捕されたとの報道がありました。

事件は現在、警察の捜査が進められておりますが、国土交通省としては、覚醒剤を使用して運行なされた可能性もあり、これは、輸送の安全を使命とする自動車運送事業者の信頼を大きく失墜させる決してあってはならない悪質なものであり、誠に遺憾です。

つきましては、下記の事項について徹底を図るよう貴傘下会員に対して周知方よろしく願いいたします。

記

1. 運転者のみならず、従業員に対して、外部の専門的機関も活用しつつ、覚醒剤等が身体に与える影響について十分理解させ、覚醒剤等の使用が輸送の安全をおびやかすことを再認識させるよう指導すること。
2. 点呼時のみならず、運転者の行動や健康状態の把握を徹底し、覚醒剤の使用、異常な感情の高ぶり、睡眠不足等の確認をすること。